

随意契約理由書

大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 水処理受変電設備工事（3 - 2系）

本工事は、今池水みらいセンターの**3-1**系施設に設置された受変電設備について、新たに設置する**3-2**系用の分岐回路を機能増設する工事である。

当該設備は、いわゆる汎用機器ではなく、今池水みらいセンター用に特別に設計・製作されたものであり、独自のシステム構成やシステムを構成する各機器相互のインターフェース（情報信号の固有のやりとり）など製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されている。

従って、本工事を実施するには、当該システムの設計、製作においてその機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識等が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施したパナソニック **SS** ファシリティーズ株式会社（現パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社）より、既設設備の工事部門を引き継いだパナソニックコンシューマーマーケティング株式会社エンジニアリングセンター関西支社以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第**21**条の**14**第1項第**2**号の規定により、同者と随意契約を締結するものである。

なお本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第**62**条及び同規則の運用第**62**条関係第**2**項第**1**号の規定により比較見積りの徴取を省略する。